辰巳ダム建設事業の事業認定に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

- 1. 開催日時 平成19年10月31日 (水)
- 2. 開催場所 国土交通省内会議室
- 3. 議 題 犀川辰巳治水ダム建設事業の事業認定関係

4. 議事要旨

国土交通省北陸地方整備局長から付議された犀川辰巳治水ダム建設事業について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする北陸地方整備局長の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 今年8月に大森銀山(石見銀山)が世界遺産に登録されたが、その際、この銀山に関係する港湾に存在する景観上問題のある人工物について20年後措置するといったことを書いて登録されたと聞いている。そういった点については石川県等に指摘しておいた方がいいのではないか。
- ・ 辰巳ダムについては辰巳用水の取水口に配慮して位置選定を行っており、その点は評価していいのではないか。また、金沢市で世界遺産としての評価をする場合、辰巳用水の源流よりも、兼六園や金沢城、その周辺が中心となるが、郊外は既に市街化が相当進んでおり、その状況を考えると、辰巳ダムがあるから世界遺産の要件を満たさないということにはならないのではないか。
- ・ 辰巳ダムに関しては、わずか4,000㎡の土地に600人以上の共有地権者がいるということで、地権者の数から言うと反対している人が多いように見えるが、大部分の住民は賛成していると見ていいのではないか。
- ・ 今回のように反対のある事業については、事業によりどういうメリット・デメリットがあるのか等議論をわかりやすく整理し、世の中に公表するシステムを作るなど、公共用地の取得に関して皆が納得できるような方法を考えていくといいのではないか。
- ・ 今回の事業に関しては、やはりダムに反対ということだと思う。辰巳ダムに関しては、犀川水系河川整備検討委員会、犀川水系流域委員会、その他の会合も何回も行われていて、手続がそれ相応になされていることを考えると、反対意見を考慮してもやはり認めざるを得ないのではないか。
- ・ 「100年に1度」というのは、あくまでダムの規模を説明するものであって、50年に 1度、30年に1度の雨に対しても治水機能はある。こうした基本的なところの説明が十分 伝わっていなかったというのはあるのではないか。
- ・ 公共事業に対する反対は、やはり、公共事業に関して国民に対するアカウンタビリティが 不足しているというところからでてくるということがあり、もう少し丁寧に対応した方がい いのではないか。